

始良・伊佐地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉

【 第2回地域懇談会用 】

令和4年10月  
鹿児島県始良・伊佐地域振興局



# 目次

第1章 改訂の趣旨	1
第2章 時代の潮流と始良・伊佐地域の現状・課題	2
第3章 始良・伊佐地域の目指す姿	7
第4章 取組の基本方向	8
地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」	8
1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現	8
2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現	9
3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保	9
4 地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興	10
生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる「始良・伊佐」	14
5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生	14
6 安心・安全な県民生活の実現	15
7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造	16
8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進	17
地域資源を生かした産業の振興及び新たな産業が創出される「始良・伊佐」	19
9 農林水産業の「稼ぐ力」の向上	19
10 観光の「稼ぐ力」の向上	21
11 企業の「稼ぐ力」の向上	23
12 多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出	23
施策推進の基盤をつくる「始良・伊佐」	26
13 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上	26
14 情報発信、広域連携（市町との連携）	27
第5章 取組方針実現のために	28



## 第1章 改訂の趣旨

県では、平成30年3月に県政全般にわたる最も基本となるものとして、おおむね10年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向を明らかにするため、「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、その後、新型コロナウイルス感染症拡大、デジタル化の進展、SDGsやカーボンニュートラルに係る取組等が重要になってきたことから、令和4年3月に改訂したところです。

「始良・伊佐地域振興の取組方針」は「かごしま未来創造ビジョン」を補完し、ビジョンに沿って、始良・伊佐地域における特有の課題や施策の展開の基本方向を示すものとして平成31年3月に策定されました。

今回のビジョンの改訂を契機に、改めて当地域の現状と課題を見つめ直し、改訂されたビジョンに示された施策展開の基本方向を踏まえつつ、当地域の特色を活かしながら、時代の潮流にも的確に対応できる施策を展開するため、この度、「始良・伊佐地域振興の取組方針」を改訂することといたしました。

始良・伊佐地域は県本土の中央部に位置し、鹿児島空港をはじめ九州縦貫自動車道などの高速道路やJR日豊本線・肥薩線・吉都線などの鉄道が走る交通の要所となっています。産業面では、IT企業を中心に製造業が集積しているほか、水稻・茶・有機野菜・肉用牛などの生産が盛んであり、我が国で最初の国立公園の一つである霧島錦江湾国立公園などの豊かな自然や多数の温泉など豊富な観光資源に恵まれ、霧島温泉郷を中心に全国有数の観光地となっています。また、霧島アートの森や、霧島国際音楽祭が開催されるみやまコンセール、上野原縄文の森、国宝に指定された霧島神宮、肥薩線を中心とする近代化産業遺産群など、特色ある芸術・文化・歴史施設が数多く存在しています。

これらのインフラやポテンシャル、地域資源等を始良・伊佐地域の発展に生かしていく必要があります。

また、始良・伊佐地域においても、過疎地域を中心に人口減少や高齢化が進展する中、今後の地域発展の基盤をしっかりとつくっていくため、地域の基幹産業である農業、林業、観光関連産業の更なる振興を図りつつ、企業に対し市町や県工業技術センターなどの機関等と連携した支援を図りながら、新たな産業の創出に取り組み、経済を持続的に発展させることで、「稼ぐ力」を向上させ、地域住民の所得の向上を図る必要があります。

さらに、地域資源を磨き上げ、その良さを県内外に発信するとともに、若者中心とした地域を支える人材の育成・定着を促進することも必要です。

新型コロナウイルス感染症の収束後も見据えながら、時代の潮流にも的確に対応できる社会、安心・安全で持続可能な地域社会、そして高齢者や女性、障害者、子ども、外国人など、あらゆる方々が生き生きと活躍できる、誰一人取り残さない社会を始良・伊佐地域においても構築することが重要であり、「誰もが安心して暮らし、活躍できる鹿児島」の実現に向けて、「未来を拓く人づくり」、「暮らしやすい社会づくり」、「活力ある産業づくり」に取り組み、これらの好循環を生み出す必要があります。

## 第2章 時代の潮流と始良・伊佐地域の現状・課題

### 1 人口減少・少子高齢化の進行

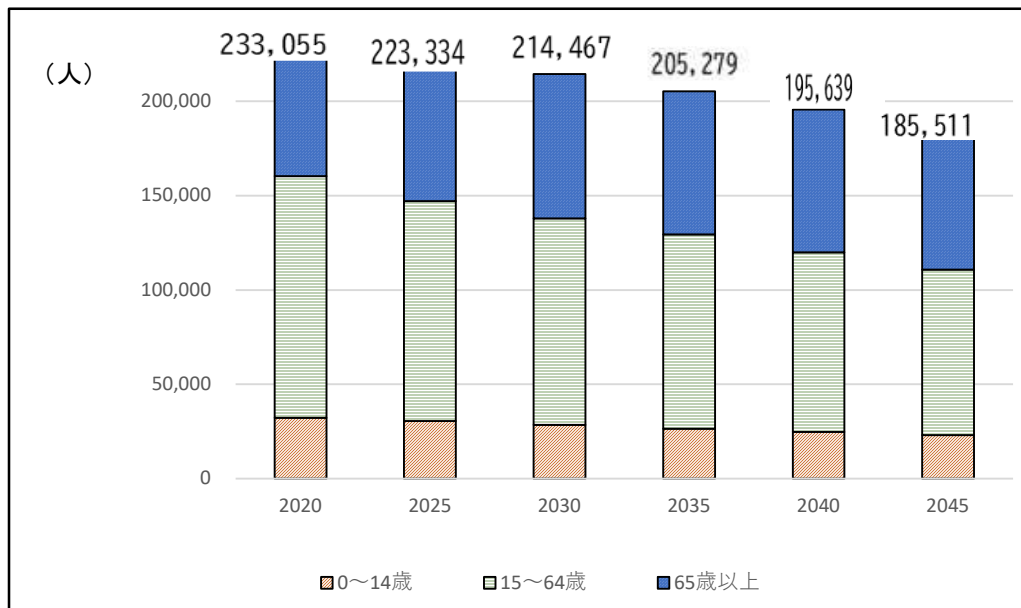
我が国の総人口は、2015年国勢調査において、同調査開始以来初めて減少に転じ、人口減少社会が到来しました。

本県においては、1955年をピークに人口減少の局面に突入しましたが、その後も若い世代の県外流出や生涯未婚率の上昇、合計特殊出生率の低下などにより、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

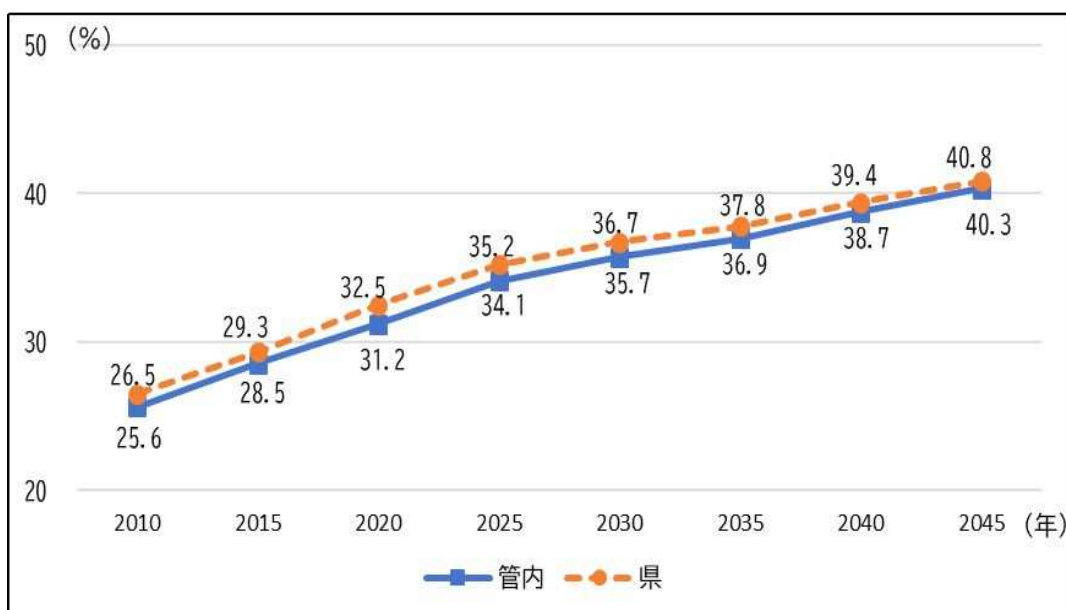
始良・伊佐地域においても人口が2000年の248,297人から年々減少しており、地域の中心地やベッドタウン化が進む鹿児島市の隣接地域などに人口が集中している一方で、農山漁村地域等では人口流出が続き、過疎・高齢化が進むなど二極化が見られ、今後この傾向が更に進むと予想されます。

国立社会保障・人口問題研究所によると、始良・伊佐地域の2020年の総人口233,055人が10年後の2030年には、約18,000人（約8%）減の214,467人に、そして2045年には、約47,000人（約20%）減の185,511人になることが推測されています。

さらに、65歳以上（高齢者）の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、2020年は31.2%であり、10年後の2030年には35.7%に、そして2045年には40.3%になると推測されています。



これらの人口減少及び高齢化の推移は、県全体の傾向と変わらない状況となっていますが、当地域の中山間部に存する市町においては、2020年から2045年にかけての人口減少率が50%近くとなり、高齢化率も50%~60%になると推測されるなど、大変厳しい状況となることが予想され、都市部と中山間部の差が一層顕著になると考えられます。



このように、地域の中山間地域等においては、人口減少や少子高齢化等により、地域コミュニティの維持が困難となるほか、住民生活を支える地域交通の不足、農地や森林の荒廃など様々な課題に直面していることから、共生・協働の地域社会づくり、暮らしを支える生活機能・生活交通の確保、自然と共生する地域づくり、地域産業の振興を支える人材の確保・育成や農林水産業の振興に取り組むとともに、既に地域においてこれらの活動に取り組まれている団体等への支援や積極的な協働を図り、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

## 2 価値観・ライフスタイル等の変化や地方回帰の動き

我が国の出生数は、未婚化・晩婚化と出生率の低下により減少しています。

また、夫婦共働き世帯の増加により、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識に反対する者の割合も増えてきています。一方、「心の豊かさ」を重視する人の割合が年々高まってきており、質の高い生活へのニーズも拡大していることがうかがわれます。

このような人々の意識の変化が生じる中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏では、「リモートワーク等によって職場から離れて仕事ができる」「家族と過ごす時間や趣味の時間を、これまで以上に大事にしたい」といったことなどから若年層を中心に地方への移住に関心を持つ者の割合が高くなってきています。

このような流れの中で、始良・伊佐地域にも移住してくる方々がでてきています。

この流れを確実なものとするためにも、テレワーク等を可能にするデジタル環境整備を進めていくほか、移住や地方での就労の障壁として挙げられている「新しい仕事を探すこと」、「年収が下がる」、「キャリアを生かせる仕事がない」「居住する住宅が見つからない」といった問題に取り組んでいく必要があります。

### 3 地域のつながりや教育・子育て環境の変化

戦後、急速な高度経済成長を遂げる中で、家族、親族、勤め先といった関係性が希薄化し、社会的孤立化をはじめとした様々な社会問題が指摘されている一方で、災害ボランティアのように、自分の関心のあるテーマによってつながりを持つようとする動きは広がってきています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、つながりや支え合いの必要性が以前にも増して高まっており、今後は、新たな生活様式に適合させながら展開していくことが必要となっています。

本県のボランティア登録者数は、2015年に18万人を超えて以降、減少傾向にあります。ボランティア活動の年間行動者率は、全国平均より高い水準で推移しています。また、管内における認証されたNPO法人数は2021年〇月末時点で〇〇団体となっており、NPOや自治会などの多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に自主的・持続的に取り組むための基盤づくりを進める必要があります。

管内の待機児童の状況については、教育・保育施設の利用定員数は増加傾向にあり、管内市町では待機児童の解消の取組を進めているほか、「子ども館」の整備など子育て支援の充実に努めているところです。

本地区の2021年度の小・中学校の学校数は93校、在籍する児童生徒数は約2万人、公立高校の学校数は10校、在籍する生徒数は約4,400人となっており、少子高齢化や人口減少の進展により、年々減少傾向にあります。

このような状況の中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現が求められており、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう努めていく必要があります。

いじめや不登校に関しては、本地区の2020年度の小・中学校におけるいじめの認知件数は4,427件、不登校児童生徒数は521人となっており、2017年度（いじめの認知件数1,390件、不登校児童生徒数344人）と比べるといずれも大きく増加しています。

いじめはどの学校でも起こりうる重大な問題であり、積極的な認知と未然防止、早期対応の取組が必要です。また、不登校については、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要です。

特別支援教育については、2021年度の本地区の特別支援学校の在籍者数は400人、特別支援学級の在籍者数は1,335人となっており、特別支援教育に関する理解や認識の高まりなどにより、2016年度（特別支援学校在籍者数314人、特別支援学級在籍者数567人）と比べるといずれも増加しています。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実が求められています。

I C Tの推進については、G I G Aスクール構想により、公立小中学校に1人1台端末の整備がなされました。今後ますますI C T活用を通じた質の高い学習活動の取組が重要となっています。

### 4 国土強靱化・災害リスクへの対応

本県は、全国に111ある活火山のうち11の活火山を有しています。そのうち、始良・伊



佐地域にある霧島山（新燃岳，硫黄山）は近年火山活動が活発であり，平成30年4月には，硫黄山の噴火により農業に大きな影響がありました。今後とも噴火に伴う火山災害が懸念されます。

大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず，「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域を構築する必要があります。

## 5 地域課題の多様化・複雑化

人口減少・高齢化等による人口構造の変化，更新時期の到来したインフラの増加，地域を支える担い手の減少など，地域社会においては，今後，様々な資源制約に直面する一方，住民ニーズや新型コロナウイルス感染症に伴う新たな問題など，地域の課題はより多様化・複雑化していくと想定されています。このため，地域においては，行政だけでなく，地域コミュニティやNPO，企業等の多様な主体によって，地域に必要なサービスの提供や地域の課題解決に向けた取組を行うことが必要であり，市町と連携しながら，これらの多様な主体の協働によるプラットフォームの構築・支援を進める必要があります。

また，地域の課題が複雑化している中，困っている方の存在が見えにくくなってきており，地域コミュニティの在り方についても検討していく必要があります。

一方で，感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを，地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくなど，地域の魅力を高め，人をひきつける地域づくりに取り組むこと，そしてその地域がその魅力をしっかりと発信していくことが重要となります。

行政においては，地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにし，技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート社会化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも，市町村が，地域社会を支える多様な主体や他の市町村・県との連携といった，組織や地域の枠を超えた連携を促していくことが必要です。

始良・伊佐地域の将来について，特色や状況を十分に把握し，最も適した取組の方向性を模索することが必要となります。また，隣接する地域との積極的な連携を図ることにより，それぞれの地域が抱える弱点を補完し合い，強みの相乗効果を発揮するよう促すことも重要となります。

## 5 始良・伊佐地域の経済の状況

始良・伊佐地域の産業別就業者数は，第1次産業が7,997人（構成比6.9%），第2次産業が27,529人（同23.9%），第3次産業が79,622人（同69.1%）となっており，県全体と比べ，製造業を中心とした第2次産業の比率が高くなっています。

産業別総生産額は，製造業が約2,287億円（構成比24.9%，対県全体比率32.6%）と最も大きくなっています。また，鉱業は，約209億円で県全体の71.9%を占めています。これらは，ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)，京セラ(株)などの大規模な電子部品製造企業や住友金属鉱山(株)があることによるものと思われます。

管内の総面積は137,127haで県全体の約15%を占めています。耕地面積は13,570haで県全体の約12%を占めており，うち田の占める割合は県全体の約2倍にあたる61.9%となっています。なお，森林面積は94,325haで県全体の約16%を占めています。

管内の令和元年度の第一次産業就業者数は，平成27年度より344人増加した7,997人で，

農業、林業、水産業のいずれも増加しています。但し、農業の年齢別構成比を見ると、定年退職がないといった業界の特質もあって、65歳以上の割合が全体の約72%を占めるなど増加傾向で推移しています。

## 6 Society5.0の実現に向けたデジタル化の推進

持続可能な地域社会の実現に向け、Society5.0の様々な可能性を活用して地域の課題の解決に取り組む必要があります。多くの地域においても、交通弱者の増加、医療・介護サービスの担い手不足、地域の小売・生活関連サービスの衰退、インフラ維持管理の負担増等、地方創生に向けて解決すべき様々な社会課題が山積しており、中でも、第5世代移動通信システム（5G）をはじめとした携帯電話基地局や光ファイバなどのICTインフラは、こうした地域の課題を解決し、地域活性化を図るための基盤としてその重要性がますます高まっています。始良・伊佐地域の光回線はほぼ100%の整備率となっていますが、携帯電話の受信状況については、受信困難な地域があり、整備を促進する必要があります。

デジタルによる変革を進める上では、行政や民間のデジタル化を進め、デジタル化の成果として得られるデータを幅広く活用できるように公開し、蓄積、分析、活用を進めていくことが重要とされています。

また、国においては、地域の課題解決とともに、地方から全国へと、ボトムアップでの成長を実現していくため、「デジタル田園都市国家構想」を強力的に推進することとしています。始良・伊佐地域においても、当該構想を踏まえながら、デジタル社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

## 第3章 始良・伊佐地域の目指す姿

本地域の目指す姿は、

「誰もが安心して暮らし、活躍できる始良・伊佐」

とし、時代の潮流にも的確に対応し、将来にわたって全ての県民が生き生きと活躍し、安心して心豊かに暮らし続けられる鹿児島の実現に向け、「未来を拓く人づくり」、「暮らしやすい社会づくり」、「活力ある産業づくり」に取り組み、これらの好循環を生み出すことにより、目指す姿を実現します。

### 1 未来を拓く人づくり

～地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」へ～

地域や各種産業を支える人材、新たな未来を切り拓いていく人材の確保・育成に取り組みます。また、郷土の発展を支えようとする人材を育成するため、郷土教育の充実を図るとともに、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

### 2 暮らしやすい社会づくり

～生涯を通じて健やかで安心して心豊かに暮らせる「始良・伊佐」～

結婚・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成などに取り組み、これらを基盤として、高齢者や女性、障害者、子どもなど、誰もが安心して暮らせる始良・伊佐をつくります。

### 3 活力ある産業づくり

～地域資源を生かした産業の振興が図られ、将来を担う及び新たな産業が創出される「始良・伊佐」～

本地域の基幹産業である農林水産業、観光関連産業の更なる振興に取り組むとともに、高い技術力を有する製造業の競争力の強化や将来を担う新たな産業の創出に取り組むなど、始良・伊佐の「稼ぐ力」の向上を図ります。

## 第4章 取組の基本方向

地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を発揮できる「始良・伊佐」

### 1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現

#### (1) 高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成

- ・ 老人クラブの育成指導や老人クラブ交流研修会，老人スポーツ大会の開催など，高齢者の健康づくりや生きがい対策の取組を促進します。
- ・ 高齢者に対して，介護予防の更なる普及啓発を行うとともに，高齢者自身が身近なところで自主的に介護予防に取り組むための通いの場づくり等の充実・強化に向けて，市町の取組を支援します。
- ・ 元気高齢者づくりの観点から，元気高齢者を中心とした地域貢献活動の取組を支援します。

#### (2) 障害者等の個性と能力を生かせる社会の形成

- ・ 難病対策地域協議会を中心に神経難病（筋萎縮性側索硬化症（ALS），筋ジストロフィー症など）に関する難病医療拠点病院である独立行政法人国立病院機構南九州病院と医療機関，市町の連携を図り，重度の難病患者に対し療養上の不安解消に取り組みます。
- ・ 始良・伊佐圏域障害者地域連絡協議会，精神保健福祉専門部会を開催し，障害に対する理解の深化，障害を理由とする差別の解消に向けた取組等を推進します。

#### (3) 多文化共生の実現

- ・ 県民と外国人がお互いの文化的な違いを認め合い，地域社会の一員として共に生きていくような多文化共生の実現に向けた取組を促進します。

#### (4) 誰もが役割を持ち，支え合い，尊重される社会の形成

- ・ 自治会等の地縁組織やNPOなどのテーマ型組織の相互連携などによる地域コミュニティの活動を推進するとともに，住民自治の充実につながる仕組みづくりを推進します。【1→8に再掲】
- ・ 地域の課題が複雑化している中，困っている方の存在が見えなくならないように，市町と連携しながら，職種・多機関をネットワーク化し，個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握，支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「重層的支援体制」の市町村単位での構築を促進します。【1→8に再掲】

## 2 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現

### (1) 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

- ・ 地域全体で、妊娠・出産を温かく支える気運の醸成を図るとともに、市町や関係機関等と連絡会を開催する等連携し、妊産婦などを支援する取組を推進します。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター等の設置・充実を支援します。
- ・ 隣接する鹿児島地域の拠点病院等との連携体制を維持しながら、妊娠・出産から新生児、小児に至る医療を安定的・継続的に提供できる総合的な周産期医療・小児医療の提供体制の確保を図ります。
- ・ 医療的ケアが必要な障害児等について、地域の関係者による協議・意見交換を行うとともに、生活の場で必要な医療や療育等の支援を受けられる環境づくりを推進します。

### (2) 子どもたちが将来に希望を持てる社会づくり

- ・ 有害情報から青少年を守るため、関係業者の自主的取組を促進するとともに、学校や地域、関係団体等と連携した環境浄化対策を推進します。
- ・ 職業能力の開発やトライアル雇用の活用などにより、フリーターなど非正規労働者の就労支援を推進するとともに、ニートなどの社会参加を促進し、経済的自立を図るため、支援施設など関係機関との連携を推進します。【2→12に再掲】

## 3 健康で長生きできる社会の実現と良質な医療・介護の確保

### (1) 心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造

- ・ 「健康かごしま21」始良・伊佐地域推進協議会の開催等、地域・職域・学域と連携しながら、脳卒中、がん、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の発症・重症化予防に向けて、地域住民の健康づくりについての推進体制の整備、普及啓発に努めます。
- ・ 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を図るため、行政や関係機関・団体による自殺対策連絡会を開催し、情報の共有化を図るなど相互の連携を強化します。
- ・ 自殺未遂者を行政窓口へつなげ、適切な支援を継続的に行うために、救急告示医療機関や精神科医療機関等と関係者会議を開催し、自殺未遂者支援体制の充実に取り組みます。

### (2) 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる地域包括ケアの推進

- ・ 在宅医療と介護が一体的・継続的に提供される体制の構築を目指した取組を推進します。
- ・ 地区医師会や市町、関係機関と連携し、「始良・伊佐保健医療圏域入退院支援ルール」の周知・定着を図るなど、連携促進に向けて取り組みます。

- ・ 自立支援・重度化防止に向けた取組を市町が実施できるよう、始良・伊佐圏域地域リハビリテーション広域支援センターや地域の専門職を活用した市町の介護予防の取組を支援します。
- ・ 精神障害者の地域移行を推進するため、地域の受入体制の整備促進、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。
- ・ 地域の保健医療・介護機関との連携を図り、地域における認知症の人への適切な医療の提供等を図ることを目的として、認知症疾患医療センターに設置される認知症疾患医療連携協議会への参画を通じて、認知症への理解・普及啓発に取り組みます。
- ・ 市町と連携しながら、市町介護保険事業計画に基づき、多様な介護ニーズに対応するサービス基盤の整備を促進します。
- ・ 適切な介護サービスが提供できるよう、介護事業所に対する指導・監査を行うとともに、介護人材の育成・確保・定着に向けた取組を支援します。

### (3) 誰もが安心して必要な医療を受けられる地域づくり

- ・ 医師、看護職員をはじめとする医療従事者の確保や離職防止及び質の向上を図ります。
- ・ ドクターヘリの運航などにより、救急医療の提供体制の充実を図ります。
- ・ 今後、発生する様々な感染症については、市町村や関係機関と連携し、感染状況に対応した医療機関・病床及び公衆衛生体制等の確保を図るとともに、感染拡大時を想定した専門人材の育成等、医療機関における感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスターが発生した際の対応方針の共有、病原体検査体制の整備等を進めます。
- ・ 地域における医療機関の自主的な取組及び医療機関や保険者等の関係者相互の協議を促進し、バランスのとれた医療機能の分化と連携を推進します。
- ・ 「かかりつけ医」の普及・定着を推進するとともに、がんや脳卒中などの疾病について、切れ目のない医療サービスを提供する地域医療連携体制の整備を推進します。

## 4 地域を愛し世界に通用する人材の育成，文化・スポーツの振興

### (1) 子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり

- ・ 子どもの夢や希望を実現するためには、学校・家庭・地域が一体となった、知・徳・体の調和のとれた教育の推進に努める必要があります。
- ・ いじめについては、一件でも多く発見し、それらを解消することを、また、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。
- ・ G I G Aスクール構想を踏まえた I C T を効果的に活用した教育の推進を通し

て、次世代に求められる情報活用能力を育むとともに、IoT、AIなどの技術革新を牽引する人材を育成します。

- ・ 国際化を踏まえた英語教育の充実に加え、環境、福祉、ボランティアなど社会の変化に対応した教育を推進します。
- ・ 持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが、本地域の地球環境について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう環境教育の充実を図ります。
- ・ 社会の中で自立し、他社と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力の育成に努めます。
- ・ 優れた知識経験や技術を有する社会人の学校教育への活用や放課後、休日の教育活動への地域住民の参加など、学校と地域が一体となった「地域の中の学校」づくりを推進します。
- ・ 障害のある子どもたちの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実など、一人ひとりに応じた自立と社会参加の実現を図るとともに、特別支援学校における教育環境の改善に努めます。
- ・ 幼保小、小中、中高等の円滑な接続や連携、研修等を通して、今日的な課題に対応した教育の充実を図ります。
- ・ 地域の自然や歴史、地形、伝統文化などを生かした郷土教育の推進により、郷土に対する深い理解と愛情を育む教育の更なる充実に努めます。
- ・ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を推進します。
- ・ 親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する広報・啓発を推進します。

## (2) 本地域の発展を牽引する人材の育成

- ・ 異年齢集団での様々な体験活動を通して、地域の先人が残した教育的な風土や伝統のよさ、地域に蓄積している知恵を生かした活動の推進や特色ある文化財・文化施設の活用による人間形成を推進します。
- ・ 伝統文化を次代に伝える後継者の育成とリーダーの養成に努めるとともに、伝統芸能に親しむ機会の拡充に努めます。
- ・ 多様化・高度化するニーズに対応した学習機会の提供に努め、いつでも、どこでも、誰でも学べる体制づくりを推進します。

## (3) 文化の香り高いふるさと始良・伊佐の形成

- ・ 芸術祭等への参画を通じた地域文化向上への取組を推進します。
- ・ 子どもの頃から「みやまコンセール」や「霧島アートの森」等の身近にある文教施設等を活かし、多様な文化芸術の鑑賞や体験を提供するなど、良質で多様な文化芸術等に親しめる機会を数多く持てる環境づくりを推進します。
- ・ 国宝に指定された霧島神宮や日本遺産の蒲生麓など、地域固有の豊かな文化資源

を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、地域ゆかりの芸術作品や史跡、郷土芸能、伝統行事、郷土料理等の地域の歴史・文化の保存・継承や観光資源としての情報発信、これらを生かした地域づくりの推進に取り組みます。

- ・ 豊かな自然環境やジオパークの魅力、温泉、食の魅力を融合させた観光ルート設定など、地域の宿泊施設と文化芸術施設との連携を推進します。
- ・ かごしまミュージズ・クラブ、上野原縄文の森支援友の会など各文化施設の友の会会員の加入促進に努めます。
- ・ 国内外との交流による相互の文化芸術への理解を促進するとともに、その質的向上に努めます。
- ・ 国内外で活動するアーティストによる演奏会、展覧会の開催、また、実技指導や共同制作を受け入れる体制を整備し、文化あふれる地域の創造に努めます。
- ・ 多様なジャンルの優れたアーティストや地域の文化芸術活動を支援するため、制作・発表などの場の提供や制作活動支援スタッフなど、サポーターの育成に努めます。
- ・ 文化施設が行う各種イベントの情報発信力の強化に努めます。また、継続したイベント開催を推進します。
- ・ 県、市町の施設間のネットワーク化や地域住民、NPO、ボランティア団体、企業等と各施設との連携を推進します。

〔霧島国際音楽ホール（みやまコンセール）〕

- ・ インターネットなどによる情報発信、多様なジャンルにわたる事業企画など、音楽鑑賞機会の充実に努めます。
- ・ 霧島国際音楽祭による若手音楽家の育成をはじめ、様々な芸術分野の優れたアーティストの発掘促進やワークショップの開催などにより、国内外で活躍できる人材の育成を図ります。

〔霧島アートの森〕

- ・ 県の芸術交流拠点施設である霧島アートの森において、優れた芸術作品や豊かな自然に触れ親しんでもらう場を提供することにより、良質で多様な文化芸術等に親しめる機会の充実に努めます。

〔上野原縄文の森〕

- ・ 県立埋蔵文化財センターとの連携による遺跡の保存充実に努めるとともに、県内市町村資料館とのネットワーク化の推進、県外関連施設等と連携してのシンポジウム開催など遺跡を活用した交流の場の拡大に努めます。
- ・ 学校教育、社会教育への「出前縄文体験」の提供など、縄文体験の内容の充実に努めるとともに、修学旅行・遠足等のニーズに合った活動の提供に努めます。



#### (4) 「する・みる・ささえる」スポーツの振興

- ・ 身近な施設において、地域住民がそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって、コミュニティスポーツクラブ等でスポーツ活動に親しめる環境の整備を推進します。
- ・ 地域住民、NPO、ボランティア団体、企業、行政等が連携して地域住民の多様化するニーズに適切に応え、地域住民が主役となるスポーツ環境を整備します。
- ・ 各競技種目における優れた指導者の育成・確保に努めます。
- ・ 地域の恵まれた気候・観光資源・自然環境・食文化等を活かしたスポーツ合宿・キャンプ等の誘致活動を推進し、スポーツ合宿チームとの連携による指導教室の開催等、地元との交流促進による次代を担う競技者の育成に努めるとともに、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図ります。
- ・ 「かごしま国体・かごしま大会」の競技会場として利用される湧水町のカヌー競技場は、翌年の佐賀県での国体のカヌー競技場としても利用されることとされており、カヌーを通じた佐賀県との交流を推進します。

## 5 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

### (1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

- ・ 事業者や団体等が自ら行う森林整備等の取組や「かごしまエコファンド」制度の普及を促進します。
- ・ 計画的な間伐や伐採後の再造林の実施，保安林等の適切な整備など，地球温暖化防止等に貢献する多様で健全な森林づくりを推進します。
- ・ 森林を全ての地域住民で守り育てる意識の醸成を図り，多様な主体も参画する地域ぐるみでの森林づくりを推進します。

### (2) 再生可能エネルギーを活用した地域づくり

- ・ 森林や温泉など，始良・伊佐地域の多様で豊かな資源を活用し，自然環境に配慮しつつ，地域との共生を図りながら，水力，地熱，バイオマスエネルギー，太陽光など再生可能エネルギーの導入を促進し，低炭素社会を目指します。

### (3) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

- ・ 分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用などを通じ，ごみの減量化とリサイクル，食品ロスの削減などの推進に取り組み，ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

### (4) 自然と共生する地域社会づくり

- ・ NPOとの協働・連携により，地域一体となって，天降川，別府川，思川や錦江湾奥最大の重富干潟などの水辺環境の保全活動を推進します。
- ・ 霧島錦江湾国立公園エリアを始め，希少野生生物の保護対策，外来種対策，鳥獣の保護管理を推進するとともに，野生鳥獣による農林業被害等の防止・軽減，豊かな森林づくり，里地里山の管理の取組を促進します。
- ・ 外来生物の適正な飼育や栽培方法の啓発及び駆除等の対策に努めます。
- ・ 生物多様性を保全するため，身近な環境の保全，再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進などに取り組みます。
- ・ 錦江湾奥などの清浄な水環境の維持・保全のため，監視・指導の強化や生活排水処理施設の整備等を促進します。
- ・ 錦江湾や森林資源などの豊かな自然とふれあう体験学習を積極的に推進します。
- ・ 「県民の森」を核としたエコ・ツーリズムや豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズム，ブルー・ツーリズムなどを促進します。
- ・ 地球温暖化防止等に貢献する藻場の維持・保全活動の取組を支援します。

## 6 安心・安全な県民生活の実現

### (1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

- ・ 防災ボランティアや防災リーダー等の人材育成に努め、地域の自主的な防災点検やパトロール等を推進します。
- ・ 霧島山の噴火対策をはじめ、大規模災害に対しの確に対応するため、近隣県等との避難や救護等に関する相互応援体制を整備するとともに、合同防災訓練等を通して対応力の向上を図ります。
- ・ 地域における避難行動要支援者に係る「個別避難計画」の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- ・ 大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域を構築するため、河川の寄洲除去や砂防施設・治山施設の整備など、ハード対策とソフト対策が一体となった河川災害、山地災害、土砂災害、高潮・侵食被害、農地・農業集落等における災害の減災対策を推進します。
- ・ 近年の水災害による甚大な影響を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」（天降川，別府川策定済）の取り組みを推進します。
- ・ 危険な盛土等による災害の防止に向け、国において、「盛土規制法」が成立し、今後、基本方針の策定や災害防止のために必要な許可基準の設定を行うこととしています。本県としては、法に基づく監視体制が整うまでの間、既存の法令では規制の対象とならない危険盛土等についても放置されることがないように、日常の業務を通じて全庁的に連携した監視体制の強化を図ります。
- ・ 災害発生時における道路交通の機能を確保するため、必要な道路整備を行うとともに、橋梁の耐震対策、法面の防災対策を進め、道路や港湾などの緊急輸送道路ネットワークの強化を図ります。
- ・ 橋梁・トンネル等の施設の適切な維持管理のために、橋梁やトンネルなどの個別施設ごとに策定する長寿命化計画に基づき予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減、平準化を図り、公共土木施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ がけ地に近接するなど危険な住宅の移転促進に努めます。
- ・ 河川や砂防、治山等のボランティアと連携して、情報の共有化と防災活動の強化に努めるとともに、市町の防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、インターネット等を活用した水位雨量情報や土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策の充実を図ります。
- ・ 防災・減災対策を推進するとともに事業者による森林災害協定に基づく防災点検や被害状況調査等、自主的な取組を支援します。
- ・ 新燃岳等の大規模な火山噴火に伴う降灰等の影響や対策について、国や関係市町

等と連携しながら防災対策の充実を図ります。

- ・ 桜島等の大規模爆発に対し、住民避難等の各種の災害応急対策が迅速・的確に行われるよう、各種防災訓練を実施するとともに、降灰等の影響や対策について、関係機関の認識の共有や相互の連携強化など災害対応能力の向上を図ります。
- ・ 公的機関や学術研究機関等との連携による火山等監視体制の強化に努めます。
- ・ 避難から生活の再建までの段階に応じた柔軟できめ細かな支援体制（物資、専門家、ボランティア、PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策等）を整備します。
- ・ 危機事象に対する関係機関等の危機管理体制を整備するとともに、地域が参加する訓練を実施するなど、即応体制の点検等に努めます。
- ・ 危機事象に即したキャンペーンを展開するなど、正しい知識や情報の普及啓発に努めます。
- ・ 農作物の重要病害虫や家畜伝染病の侵入警戒・防止対策に取り組むとともに、万が一、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、初動防疫対策に万全を尽くします。【6→10にも再掲】

## (2) どこよりも安全で安心して暮らせる地域社会づくり

- ・ 一人ひとりが高い防犯意識を持つほか、関係機関と地域防犯ボランティア、NPO等との協力体制づくりを進めるなど、地域の防犯力を高める取組を推進します。
- ・ 高齢者や子どもを対象とする意識啓発の機会を拡大するなど、関係機関が連携して交通事故を防ぐ取組を推進します。
- ・ 生活道路における高齢者や子どもの事故防止対策のために、教育委員会や道路管理者、警察などが連携した「通学路交通安全プログラム」等に基づくソフト・ハード対策の実施や「ゾーン30」の更なる整備による事故発生の高危険性の道路の改善、安全で歩きやすいバリアフリー型歩道の整備や安全な自転車通行空間の整備を図ります。

## 7 快適な生活環境の向上と世界につながる県土の創造

### (1) 人やモノの交流を支える交通ネットワークの形成

- ・ アジア・ゲートウェイの空の玄関口としての鹿児島空港の利便性を高めるため、インターチェンジ、港湾、その他交通サービスの結節点、県内各都市へのアクセスが多い国道504号の北薩横断道路・溝辺道路、西光寺拡幅、福沢工区等の整備を進めます。
- ・ 鹿児島空港から県内主要観光地である霧島神宮や、県の広域連携を隣県宮崎にまで拡げる国道223号では、湯之谷拡幅等の整備に取り組めます。
- ・ 鹿児島空港を中心とする域内道路網で発生する渋滞の実態の把握に努め、これの解消に取り組めます。
- ・ 隼人港などにおけるヨットや遊漁船など小型船の係留・保管のあり方や係留施設の整備について検討を進め、適正かつ利用しやすい環境づくりに取り組めます。
- ・ 鹿児島空港や九州新幹線停車駅と各地を結ぶ在来線鉄道網、広域的・幹線的バス

ネットワークの維持・充実，地域路線バスの活用やタクシー・レンタカーなどの交通事業者との連携によるアクセスの向上を目指します。また，新たな二次交通対策として，デジタル技術を用いたMaaS等の導入を検討します。【7→13に再掲】

- ・ 鹿児島空港については，鹿児島空港将来ビジョンの実現に向けて，空港や航空業界を取り巻く環境変化を考慮しながら，利用者利便性の向上や，地域における拠点性の向上に向けた施策等に取り組みます。
- ・ 鹿児島空港における国際線については，ソウル線，上海線等の国際定期航空路線の維持・充実を図るほか，その他のアジア主要都市とを結ぶ新規路線の開設や国際チャーター便の就航促進に取り組みます。

## (2) 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり

- ・ 誰もが「再び訪れたい！」と思う街並みや沿道修景に配慮した道路や河川などの整備を推進するとともに，地域住民が一体となった美化活動の取組を進めます。
- ・ 自然・歴史・文化などを生かしたまちなみ景観の形成と風致の維持が図られるよう，都市計画法や屋外広告物法等に基づく建築物等の高さ，形態・意匠，色彩などの規制・誘導の仕組みを活用した地域主導の取組を促進します。
- ・ 地域の歴史・文化を生かした良好な景観形成，曾木発電所遺構や肥薩線等を中心とする近代化産業遺産群の保存，里山をはじめとする農山村の癒やされる美しい風景づくりを推進します。
- ・ 地域の活性化や県民の利便性の向上を図るため，かごしま連携中枢都市圏構想に係る取組を促進するとともに，市町間の広域連携に係る取組を支援します。
- ・ 道路などの都市基盤整備や市街地の整備に当たっては，機能的な都市活動を確保した環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを推進します。

## 8 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進

### (1) 個性を生かした地域づくり

- ・ 地域固有の自然，文化，歴史，伝統，食などを生かした地域づくりを促進します。
- ・ NPOなど多様な主体と農村集落とが連携して取り組む農村づくりを推進するとともに，地域資源の共同保全活動などの取組を促進します。
- ・ 生活環境の保全や自然景観の形成など，県民の生活に密接な関わりを持つ里山林等の整備を推進し，広葉樹林や針広混交林などの多様な森林づくりに努めます。
- ・ 人々が川に親しみ，地域におけるふれあいの場となるような水辺空間の整備に努めます。
- ・ 買物弱者などの地域課題や消費者ニーズに対応したサービスを提供する「地域に求められる商店街」づくりに向けて，事業者，商工団体，住民などが一体となった取組を促進します。
- ・ 中山間地域等において，将来にわたって暮らし続けることができるよう，集落の枠組みを超え，広域的に支え合う仕組みづくりを促進します。また，買物弱者支援をはじめ生活サービス機能の集約・確保等を促進します。
- ・ 地域住民が協力し合い，地域ぐるみで集落機能や生産活動等の維持・向上に向けた取組を支援します。【8→9に再掲】

## (2) 移住・交流の促進と関係人口の創出・拡大

- ・ 本地域への人の流れをつくるため、効果的な情報発信やニーズに即した相談対応の充実など、市町村や関係団体等と連携して、地域外からの移住・交流を促進します。
- ・ 地域に増えつつある空き家を、移住定住や地域の交流施設等に活用する取組を促進します。
- ・ 地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、隊員のニーズに応じた研修会の開催などの取組により、効果的な活動や任期終了後の定着を促進します。
- ・ 地域の担い手が少なくなっている地域において、担い手の確保や地域住民との交流による新たな価値の創出につなげるため、地方に関心を有する都市住民等と県内地域との関わりを深める機会の提供など、関係人口の創出・拡大の取組を推進します。
- ・ 本地域ならではの地域資源を生かしたワーケーションを推進することにより関係人口の創出・拡大を図ります。
- ・ グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなどの地域と地域外の住民との交流、連携の取組を推進し、関係人口の創出・拡大を図ります。

## (3) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現

- ・ 仕事以外の地域（まち、むら）づくりや地域活動・自治会活動、観光施策（観光ボランティア活動等）など様々な取組において核となる地域づくりリーダーの育成を推進します。また、地域おこし協力隊の経験者や地域に魅力を感じて移住した方、知識や経験豊かな高齢者の方などのパワーを地域の活性化に積極的に活用します。
- ・ 自治会等の地縁組織やNPOなどのテーマ型組織の相互連携などによる地域コミュニティの活動を推進するとともに、住民自治の充実につながる仕組みづくりを推進します。【1→8に再掲】
- ・ 地域の課題が複雑化している中、困っている方の存在が見えなくならないように、市町と連携しながら、職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「重層的支援体制」の市町村単位での構築を促進します。【1→8に再掲】
- ・ 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業、青年団、老人クラブ、子ども会など、多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや、その活動の充実に向けた市町の取組を促進します。
- ・ 地域振興局事業の協働化を進め、地域コミュニティ、NPO、企業などがそれぞれの特性を生かし、役割を最大限に発揮しながら地域課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりを促進します。
- ・ 市町村と情報を共有し、連携することにより、市町村における協働の取組を促進します。

## 9 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

### (1) 人づくり・地域づくりの強化

- ・ 認定農業者制度の推進や就農・就業促進に向けた取組を関係機関・団体一体となって展開します。
- ・ 集落営農の法人化や法人組織の経営の維持・発展に向けた取組を支援します。
- ・ 地元高校生，大学生をはじめ，地域住民に対して森林林業に関する魅力の発信に努めるとともに林業就業希望者への相談等にきめ細やかに対応します。
- ・ 林業事業体による労働環境の改善を図る取組を支援します。
- ・ 伐採後の再造林や苗木生産等において林福連携などの取組を促進します。
- ・ 地域の水産業を支える人材を確保するため，女性や高齢者の参画のほか，水福連携や外国人材の活用など，多様な担い手の活用を促進します。
- ・ 豊かな自然など地域の立地条件を生かし，観光産業等と連動したグリーン・ツーリズム，ブルー・ツーリズムなどの取組を促進します。
- ・ 管内の農産物直売所や観光農園の紹介等を通じて，地域産農畜産物の特長などのPRに取り組みます。
- ・ 地域住民が協力し合い，地域ぐるみで集落機能や生産活動等の維持・向上に向けた取組を支援します。【8→9に再掲】

### (2) 生産・加工体制の強化，付加価値の向上

- ・ 肉用牛農家の生産基盤の充実・強化に向けて，繁殖雌牛の増頭対策への支援をはじめ，スマート畜産技術の導入促進や農作業受託組織の育成などに取り組みます。
- ・ 第12回全国和牛能力共進会の開催を契機として，令和2年2月に設立された「始(あい)♥LOVE(らぶ)和牛女子」の活動を支援するとともに，鹿児島黒牛に関する情報発信に努めます。
- ・ 需要に応じた米生産や水田を活用した国産飼料及び野菜の生産拡大など，水田フル活用の取組を推進します。
- ・ K-GAP等の認証取得を促進しつつ，安心・安全で良質な農畜産物を安定的に生産・出荷する産地づくりを推進します。
- ・ 「伊佐米」や「かごしま湧水米」のブランド力向上に向けた取組を関係機関・団体一体となって展開します。
- ・ 県内有機農業の先進地として，有機農業技術の普及や野菜，茶などの有機JAS認証の取得に向けた取組を支援します。
- ・ 良質堆肥の施用や総合的病害虫防除・雑草管理技術（IPM）の普及による環境と調和した農業を推進します。
- ・ 農地中間管理事業の活用により担い手へ農地を集積・集約するとともに，荒廃農地の発生防止・解消を促進します。

- ・ 生産基盤の整備や農村地域の防災・減災対策等を重点的に進めます。
- ・ 水土里サークル活動等への支援を通じて集落機能の維持に努めます。
- ・ 木質バイオマスなどの安定した木材需要に加え，大型木材加工施設の新たな稼働に対応するため，森林施業の集約化，林道，路網の整備，高性能林業機械の導入などにより，地域材の安定的な供給体制の構築を図ります。
- ・ 森林資源を適切に管理していくため，市町が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ「森林経営管理制度」を推進します。
- ・ 計画的な間伐や再造林を推進するとともに管内森林面積の約64%を占めるスギ・ヒノキ等の人工林資源の循環利用を促進します。
- ・ 地域産農林水産物の付加価値向上に向けて，県試験研究機関が開発した技術等の普及を図り，6次産業化に取り組む農林水産業者等を支援します。
- ・ たけのこ生産林やしいたけ生産施設の整備に対する支援，新規生産者の養成等に取り組み，安心・安全な特用林産物の産地づくりなどを進めます。
- ・ 新たな需要に対応した竹材の供給体制の整備に向けて，路網の整備や必要な施設等の導入を進めます。
- ・ 魚礁・産卵床の設置やマダイ，ヒラメの放流などを通じて持続的・安定的な漁業生産と環境に配慮した養殖業の取組を推進します。
- ・ 二枚貝養殖の推進のため，アサリについては作業の省力化，イワガキについては安定的な養殖用種苗確保の体制整備を図るとともに，漁業者が行う直販体制を整備し，販路拡大に取り組めます。
- ・ 出前授業の開催等を通じて食育，地産地消を推進するとともに，付加価値向上に向けた6次産業化の取組を支援します。
- ・ ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農林水産業の普及による生産性向上に向けた取組を支援します。
- ・ 農作物の重要病害虫や家畜伝染病の侵入警戒・防止対策に取り組むとともに，万が一，口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合，初動防疫対策に万全を尽くします。【6→10に再掲】
- ・ 桜島の降灰や野生鳥獣による被害防止対策を推進するとともに，被災に備えた共済制度や収入保険制度への加入を促進します。
- ・ 駆除された野生鳥獣のジビエへの仕向けなど，その有効活用に向けた取組を支援します。

### (3) 販路拡大・輸出拡大

- ・ 非住宅建築物等の木造化・木質化，かごしま材を積極的に使用した家づくりなど地域材の利用拡大を図るとともに，新たな需要に向けた取組を促進します。
- ・ 輸出を含めた販路拡大に向けて，国際水準GAP等の運用・継続を支援しながら，抹茶の原料となるてん茶や有機JAS認証取得茶の生産拡大と品質向上を推進するとともに，必要な施設の導入等を促進します。



## 10 観光の「稼ぐ力」の向上

### (1) 国内外における戦略的なPRの展開

- ・ 地域の特産品、自然、環境等多彩な魅力の掘り起こしを行うとともに、様々な切り口で国内外に情報発信することで地域のイメージアップにつなげます。
- ・ 四季折々の観光地、イベント等の見所、ビューポイントなど、旬の旅情報を魅力ある観光ルート・メニューとして巡りやすい形で提供するとともに「まち歩き・まちなかマップ」、ドライブマップ等でも紹介します。
- ・ 国内外における地域の認知度向上を図るため、地域のインターネットやSNS等を活用して、PR動画等を含めた多言語による情報発信を行い、効果的かつ持続的なPRを展開します。
- ・ 鹿児島空港や各種交通機関から観光地までの二次交通問題を解消するため、市町や関係機関と協力しながら、eバイクやデジタル技術を用いたMaas等の導入を検討します。

### (2) 魅力ある癒やしの観光地の形成

- ・ 霧島錦江湾国立公園などの豊かな自然、ジオパークの美しい景観、豊富な温泉、安心・安全な「食」などの地域資源を活用し、長期滞在も可能な世界に通用するリゾート地の形成を図ります。
- ・ 地域の観光資源の発掘や磨き上げに努め、トレッキングやグランピングなど自然や環境、健康・癒やしなどをテーマとするツーリズムや農山漁村の地域資源を生かした体験活動を提供するグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなどの取組を促進します。
- ・ 地域の観光資源の魅力をつなぐ周遊型観光ルートの形成など、観光客の県内各地への周遊を促進します。
- ・ 地域の歴史・文化に触れる伝統的行事や祭りに参加できる観光メニューの提供や陶芸、パン・ピザづくりなど体験型メニューの創出を支援します。
- ・ 鹿児島空港や各種交通機関が集積している地域の利点を活かし、市町と協力しながら、各観光資源を周遊するサイクルツーリズムを推進します。
- ・ デジタル技術と観光資源の融合等による新たな観光コンテンツやサービスの創出などのスマートツーリズムなどの取組を促進します。
- ・ 移住者や地域の関係者と協力しながら、地域ならではの魅力ある資源の再発見や資源に対するストーリー性を持たせるなどの磨き上げを行い、一人ひとりが地域の自然や文化に親しみ、郷土の豊かな魅力を知る機会となるマイクロツーリズムを促進します。
- ・ マイクロツーリズムで再発見した地域の魅力を広く県内外に発信し、観光振興や移住の促進につなげていきます。
- ・ 観光客の多様なニーズに対応した観光施設や宿泊施設の整備を促進します。
- ・ 地域ごとの特性を生かした街並み景観や沿道修景、サイクルツーリズムに対応した道路などの整備を進めます。

- ・ 他の地域との差別化を図るため、観光地における地域文化や環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりを推進します。

### (3) 戦略的な誘客の展開

- ・ 天孫降臨神話や明治維新の礎、近代産業の魁といった鹿児島ならではの歴史・文化、食を活用したまち歩きや豊かな自然を活用したジオツーリズムなど、多彩な観光資源を生かし、国内外のメディア、旅行会社、航空会社等と連携した取組により、戦略的な誘客の展開を図ります。
- ・ 多種多様な泉質を有する多彩な温泉を積極的にPRし、その利用を推進します。
- ・ 農産物直売所や観光農園との連携による地域ならではの「食の体験」メニューを提供します。
- ・ 新幹線やJR肥薩線、日豊本線、吉都線、肥薩おれんじ鉄道などを活用して、県内の主要観光地や南九州三県の観光地等、地域の観光資源の魅力をつなぐ周遊型観光ルートの形成など、観光客の県内各地への周遊を促進します。
- ・ 市町や交通事業者等と連携した広域観光周遊ルートづくりなどにより、地域の周遊を促進します。
- ・ 地域観光の動向や観光消費の実態、観光ニーズの把握・分析など、マーケティングの結果に基づいた、戦略的かつ効果的なプロモーション活動の展開により、地域の魅力を発信することで、国内外からの誘客促進を図ります。
- ・ 観光業界だけでなく、商工業者、農林水産業者、地域住民などを含む幅広い関係者が連携した「観光地域づくり」や人材育成等による体制整備を図ります。”
- ・ MICEや教育旅行の誘致の促進を図るとともに、マイクロツーリズムやワーケーションなど、新たな観光旅行を開拓し、多様な観光交流を促進します。
- ・ 地域の恵まれた気候・観光資源・自然環境・食文化等を活かしたサッカー・ラグビー・カヌーなどのスポーツ合宿・キャンプ等の誘致活動を推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図ります。
- ・ JR九州や関係市町・地域住民と協力し、100年を超える木造駅舎である嘉例川駅や大隅横川駅など貴重な地域資源を有するJR肥薩線を活用・利用した地域振興及び観光振興に関する取組を推進します。

### (4) オール鹿児島でのおもてなしの展開

- ・ 高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく旅行に参加できるよう、観光関係施設等のバリアフリー化やユニバーサルツーリズムの促進を図ります。
- ・ 親切で分かりやすい案内標識や公衆無線LAN（無料Wi-Fi）等の整備促進、観光関連情報の多言語化やキャッシュレス決済の普及・啓発、温かく迎え入れるホスピタリティの向上など、受入体制の充実を図ります。
- ・ 関係団体との連携を図りながら、地域の魅力を伝えるガイドや通訳案内士など観光を担う人材や組織の育成、国内外からの誘客促進を図ります。

## 11 企業の「稼ぐ力」の向上

### (1) 将来を担う新たな産業の創出

- ・ 起業に向けた機運の醸成，社会課題の解決をはじめとした様々な新事業の創出などに係る情報提供など必要な支援を行います。

### (2) 生産性と付加価値の向上による産業競争力の強化

- ・ 地域経済を牽引する中核企業等が行う研究開発や生産性向上のための取組を集中的に支援し，更なる成長を促進します。
- ・ 県工業技術センターなどの公設試験研究機関や大学・工業高等専門学校などの教育機関，産業支援機関等と連携した支援により，企業が有する独自の技術やノウハウ，温泉，黒酢，シラスなどの地域特有の資源や風土などの強みを生かした研究開発・製品開発等を推進し，「オンリーワン」「ナンバーワン」「ニッチトップ」企業の育成を図ります。
- ・ 恵まれた自然環境や鹿児島空港，高速道路，港湾の充実した交通基盤など，優位性をPRした企業誘致活動を市町や関係団体等と一体となって展開します。
- ・ 重点業種である食品関連産業，電子関連産業，自動車関連産業等の積極的な企業誘致に努め，国際競争力のあるコア技術を有する企業の集積を図ります。
- ・ 市町と連携し，恵まれた立地条件などを生かした企業立地を推進するとともに，地域の基幹産業である農林水産業分野，豊かな観光資源を活用した観光・交流型産業分野での新規雇用・就業を推進します。【11→12に再掲】
- ・ 市町，産業支援機関等と連携したきめ細やかな相談・支援等のフォローアップ，工場の新設・増設などの設備投資に対する支援，事業継続のための事業継続計画（BCP）策定等の支援などを通じて，企業の更なる成長を支援します。
- ・ I o T ・ A I などのデジタル技術の導入による生産工程の自動化，業務の改善・効率化の取組や，製造業のサプライチェーン全体で進められる二酸化炭素排出削減に向けた省エネ設備導入などへの支援を通じて，ものづくりの基盤強化を図ります。
- ・ 建設現場でのドローン等を用いた3次元測量やICT建機による施工の導入，3次元データによる出来形の確認及び3次元モデルで設計等を一括管理できるBIMの活用など，建設生産プロセスの効率化や生産性の向上を図る「i-Construction」を推進します。

## 12 多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出

### (1) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成

- ・ 個人の価値観が尊重され，豊かな自然，温泉，歴史・文化などの恵みを享受でき，いきいきと働ける環境づくりを推進します。
- ・ 市町と連携し，恵まれた立地条件などを生かした企業立地を推進するとともに，地域の基幹産業である農林水産業分野，豊かな観光資源を活用した観光・交流型産業分野での新規雇用・就業を推進します。【11→12に再掲】

- ・ 大学，工業高等専門学校，支援機関等が連携して次世代の産業を担う技術者等の育成を推進します。
- ・ 新たな産業の創出に取り組む企業等に対し，事業ニーズの掘り起こしから事業化・販路拡大まで，各段階に応じた総合的な支援を行います。
- ・ カーボンニュートラルへの対応や，デジタル，宇宙，ドローン等のロボット，ヘルスケアなど今後市場拡大が期待される産業について，中小企業による新事業展開を支援します。
- ・ 中小企業の経営課題の解決に必要な人材を確保するため，中小企業と専門人材や副業・兼業人材とのマッチング支援等を行います。”
- ・ 都市圏の企業等に勤務する専門人材を，リモートワークなどにより副業・兼業人材として活用するほか，ワーケーションによる都市圏等の人材と地域との交流により，本地域産業を支える人材の確保・育成を図ります。
- ・ 建設業に従事する技能労働者等の労働環境の改善を図るとともに，関係機関と連携して技能労働者等の確保・育成が図られるよう取り組みます。

## (2) 若年者層等の県内就職促進

- ・ 子どもたちが自分の生き方，働き方について考え，勤労観や職業観を自ら育み，自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- ・ 新規学卒者など若年者への個々のニーズ，能力に応じたきめ細かな就労支援体制を充実・強化し，若者の就労機会の拡大に努めます。
- ・ 早い段階から，学生やその保護者等に対し，地域で働き暮らすことの魅力発信や地元で働くことの意義等を啓発するとともに，様々な地元企業の魅力発信の取組を広く推進することで，地元企業を認知してもらい，若年者の地域定着や将来におけるUターンによる人財確保及び県外からの人材流入を図ります。
- ・ 工業高等専門学校や大学など高等教育機関における地域に貢献する教育，研究を促進するとともに，大学等や地元企業等と連携した人材の育成及び定着に取り組みます。
- ・ 国や関係機関と連携しながら，インターンシップなどのキャリア教育や，民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施などにより，地元企業の人材確保を促進します。
- ・ 高等技術専門学校における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施により，職業能力の開発を推進します。
- ・ 時代のニーズに即した労働者の学び直しを支援するため，多様な職業訓練の機会の提供に取り組みます。
- ・ 職業能力の開発やトライアル雇用の活用などにより，フリーターなど非正規労働者の就労支援を推進するとともに，ニートなどの社会参加を促進し，経済的自立を図るため，支援施設など関係機関との連携を推進します。【2→12に再掲】

## (3) 多様な人材が就労できる環境づくり

- ・ 再チャレンジや多様な働き方の拡大を図るため，中途採用機会の拡大，男女の均

等な雇用機会の確保や起業支援の充実，外国人材の安定的な受け入れ体制の整備，就職氷河期世代等の就労支援など，雇用環境の整備や就労支援の充実・強化を推進します。

- ・ 外国人の生活相談への対応や，受入企業の取組への支援等を通じて，外国人材の地域への定着や活躍を促進するとともに，国の関係機関等と連携し，労働関係法令の遵守や日本人労働者と同等以上の報酬の確保の徹底等について，事業者の理解促進を図ります。
- ・ 外国人がそれぞれの多様性や独自の視点を生かして地域社会の担い手となる取組などを支援します。
- ・ ジェンダー平等の実現に向けた地域住民の気運醸成を図るとともに，働き又は働こうとするすべての女性が，個性と能力を十分に発揮できるよう，女性が働きやすい環境の整備や結婚，妊娠・出産，育児等で離職した女性のキャリア形成支援に取り組めます。
- ・ 高齢者の雇用環境の整備や雇用機会の確保などを促進します。
- ・ 障害者や発達障害者が生きがいを持って社会参加できるよう，関係機関・団体と連携し，求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。
- ・ 外国人の生活相談への対応や，受入企業の取組への支援等を通じて，外国人材の地域への定着や活躍を促進するとともに，国の関係機関等と連携し，労働関係法令の遵守や日本人労働者と同等以上の報酬の確保の徹底等について，事業者の理解促進を図ります。
- ・ 外国人がそれぞれの多様性や独自の視点を生かして地域社会の担い手となる取組などを支援します。

## 13 デジタルテクノロジーを活用した県民の暮らしの質の向上

### (1) 暮らしと産業のデジタル化

- ・ インターネットを通じて、医療機関の選択に関して必要な医療機能情報を患者に提供します。
- ・ 高齢者の見守り体制の強化等に資するため、センサー等の情報通信機器の活用を促進します。
- ・ 新たなモビリティサービスとして、I o TやA Iなどの新たな技術の導入可能性も含めた始良・伊佐地域版M a a Sを検討します。
- ・ 有害情報から青少年を守り、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、学校や地域、関係団体と連携した環境浄化対策を推進します。
- ・ インターネットに関連する犯罪から県民を守るための各種防犯講座や広報啓発活動を推進します。
- ・ 鹿児島空港や九州新幹線停車駅と各地を結ぶ在来線鉄道網、広域的・幹線的バスネットワークの維持・充実、地域路線バスの活用やタクシー・レンタカーなどの交通事業者との連携によるアクセスの向上を目指します。また、新たな二次交通対策として、デジタル技術を用いたM a a S等の導入を検討します。【7→13に再掲】

### (2) 行政のデジタル化

- ・ 地域振興局ホームページにおけるW e bアクセシビリティの確保を図ります。
- ・ 限られた人的資源で持続可能な行政サービスを提供できるよう、業務そのものの必要性の検証や、業務プロセスの徹底した見直し、R P AやA I－O C R等のデジタル技術を活用した業務改革を積極的に推進します。
- ・ 職員がより柔軟で多様な働き方を選択できるようなテレワーク環境の整備、電子決裁機能を有する文書管理システムの活用によるペーパーレス化の推進を行います。
- ・ 行政サービスに係る住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を保護するため、情報セキュリティ対策を講じます。

### (3) デジタル推進基盤の強化

- ・ デジタル機器を活用して、マイナポータルの使い方やスマホ等を使った詐欺からの被害防止など、デジタル社会に必要な知識を育むための学習機会を充実させ、県民のI C Tへの理解向上を図ります。
- ・ デジタル機器を持たない人への体験機会の提供、デジタル機器を共用で利用できる場の創出等、デジタルの価値を実感できる取組を進めます。
- ・ 地域振興局公式ホームページについて、高齢者や障害者の方も含め、誰もが、様々な情報を支障なく利用できるよう環境整備を推進します

- ・ 整備されるデジタル基盤を活用しつつ、多様なサービスの開発と暮らしへの実現に取り組み、「心豊かな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」を実現し、地方発の新たな暮らしとイノベーションを生み出すことを目指す「デジタル田園都市国家構想」の推進について、各市町とともに検討していきます。
- ・ 今後展開されていく新たなICTについて、国、管内市町及び事業者と連携しながら、都市部との格差が生じないように整備を促進するとともに、携帯電話の通話状況の改善等の情報通信基盤についても、安定的な運用の確保を図ります。

## 14 情報発信，広域連携（市町との連携）

### (1) 情報発信

- ・ 行財政改革の取組を着実に推進するためには、県民の理解と協力が不可欠であるため、広報紙や県政広報番組、SNSなどの活用を通じて、県政情報を積極的に発信します。

### (2) 市町との連携

- ・ 地域の実態を的確に把握し、県の施策等の更なる充実を図るため、これまで以上に市町村との連携を強化します。

## 第5章 取組方針実現のために

### 1 県民が主役

県政の主役は県民です。

このため、県政情報を分かりやすく提供できる広報活動等に努めるとともに、知事対話や行政分野ごとの県政セミナーなどを活用しながら、県民の意向を十分把握し、県民の目線に立った、県民の声がしっかりと反映される県政を推進します。

### 2 多様な主体との連携・協働

この取組方針で示す将来像を実現するためには、県民をはじめ、企業、関係団体、大学、NPOなどの多様な主体が、鹿児島を目指す姿や施策展開の基本方向を共有し、様々な課題に主体的に取り組んでいく必要があります。

課題の解決に当たっては、多様な主体が、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、連携・協働を図りながら進めていくことが重要です。

### 3 管内市町との連携

行政課題の解決に当たっては、住民に最も身近な基礎自治体である市町との適切な役割分担の下、市町の自主性・自立性を尊重し、連携を図りながら進めていきます。

### 4 地域を越えた広域連携

観光や大規模災害など県域を越える広域的な課題に適切に対応するため、他地域との連携を更に推進します。

### 5 具体的な施策・事業等の推進

この取組方針を踏まえて実施する施策・事業等については、各分野の事業計画等において具体化し、PDCAサイクルによる成果の検証などにより、適切な管理等を行います。

また、変化を続ける社会経済情勢に的確に対応しながら、弾力的・効果的な施策・事業等を推進します。

### 6 SDGsの推進

各種施策・事業等の実施に当たっては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念を県民と共有しながら、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に統合的に取り組みます。



始良・伊佐地域 地域振興の取組方針〈改訂版〉

2023年3月発行



編集・発行 鹿児島県始良・伊佐地域振興局・支庁

〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12

TEL 0995-63-8109(地域振興係)

ホームページ

[http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiiki/aira\\_isa/chiiki/vision/index.html](http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiiki/aira_isa/chiiki/vision/index.html)